

秋田県告示第565号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和6年12月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 処分をした年月日
令和6年12月13日
 - (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
KYOEI LOGIC株式会社
湯沢市裏門二丁目4番17号
代表取締役 阿部 恭一
秋田県知事許可（般-3）第82161号
 - (3) 処分の内容
土木工事業、建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実
令和6年10月30日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
令和6年12月13日
 - (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社リケン住機
雄勝郡羽後町西馬音内字本町92番地
代表取締役 利 孝子
秋田県知事許可（般-5）第80098号
 - (3) 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実
令和6年11月6日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。